

奈良県庁ストップ温暖化実行計画（第6次）－ 概要 －

1. 計画の位置づけ・目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。平成10年法律117号。）第21条の規定に基づき、定めるものです。

県の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量を削減すると共に、県が率先することで、市町村、県民及び県内事業者等の自主的かつ積極的な行動を促すことを目的とします。

2. 計画策定に当たっての方針

○温室効果ガス排出量の実績及び課題を踏まえ、政府実行計画の目標を視野に入れた「基本目標」に見直し、その達成に向けた各取組を整理

○政府実行計画（令和7年2月閣議決定）に即し、新たに以下の取組についてKPIを設定

- ・省エネの推進
- ・太陽光発電の最大限の導入
- ・県有施設のZEB化

3. 計画の期間及び基準年度

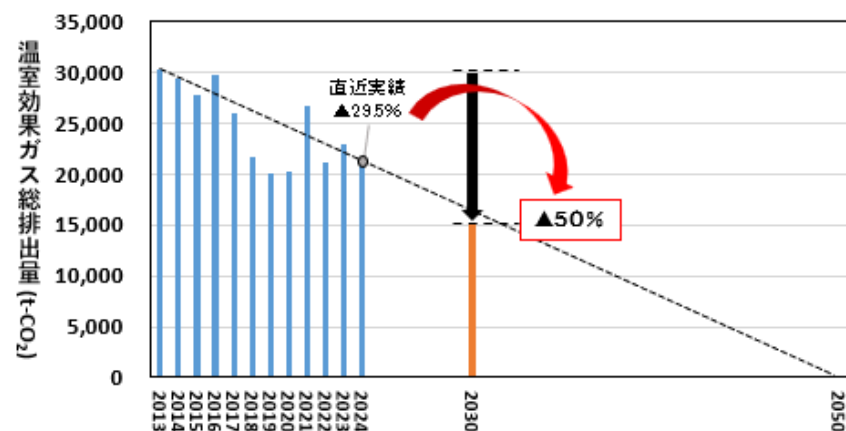
計画の期間は令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とし、目標年度を令和12(2030)年度とします。また、排出量の削減目標を設定するための基準年度を、平成25(2013)年度とします。

4. 計画の対象

知事部局、議会事務局、警察本部及び各行政委員会事務局（それぞれの出先機関を含む）が行う活動を対象とします。

5. 基本目標

温室効果ガス排出量を2013年度比で2030年度までに50%*削減します。



温室効果ガス排出量の推移及び目標値

*政府実行計画「温室効果ガス排出量を2013年度比で2030年度までに50%削減」と同等の目標を設定
下水道事業については、別途「温室効果ガス排出原単位を2013年度比で2030年度までに31%削減」の目標を設定

6. 基本目標達成に向けた取組

(1) 省エネの推進

事務の実施に当たって省エネの徹底、ならびに県有施設における省エネ改修の実施に取り組みます。

庁舎燃料を、2013年度比で2030年度までに8.6%以上削減します。
LED照明の導入割合を、2030年度までに100%にします。
電気使用量を、2013年度比で2030年度までに12%以上削減します。

(2) 太陽光発電の最大限の導入

設置可能な県有施設の50%以上に太陽光発電設備の設置を目指します。

(3) 県有施設のZEB化

今後新設・大規模改修*する県有施設について、ZEB Ready以上の認証取得を目指します。

*基本設計が必要となるもの

(4) 廃棄物の削減、リサイクルの徹底

循環型社会の構築を目指して、全県的に取り組んでいる3R等の取組を率先して推進します。

ごみ（可燃ごみ・不燃ごみ）の排出量を、2013年度比で2030年度までに22%以上削減します。

(5) 省資源の推進

事業を実施する際に消費する資源の削減に努めます。

コピー用紙使用量（発注量）を、2013年度比で2030年度までに42.7%以上削減します。
水使用量を、2013年度比で2030年度までに23%以上削減します。

(6) グリーン調達への推進

環境負荷が小さい物品等を調達するグリーン調達に取り組みます。

公用車を更新又は新規導入する場合は、原則として電動車*を導入します（ただし、代替可能な電動車がない場合等を除く）。

また、政府実行計画の目標「調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする」を視野に入れ、再生可能エネルギー電力の調達に努めます。

公用車燃料を、2013年度比で2030年度までに39.8%以上削減します。

*電気自動車（EV）、ハイブリッド車（HEV）、プラグインハイブリッド車（PHEV）及び燃料電池自動車（FCV）